

01. 緊急連絡先（電話）

校外緊急連絡先（電話）

★ 通報はあわてずにおちついて ★

連絡の要点

- ① 学 校 名 新座市立新座小学校
- ② 住 所 〒352-0006 新座市新座3-4-1
- ③ 電 話 048-478-2760 (FAX: 048-482-6791)
- ④ 連絡者氏名 校長 浜田 祐加
- ⑤ 概 要 ・いつ ・どこで ・何があった ・今どうなっている（状況等） ・犯人等の概要等

新座小学校 校長

新座小学校 教頭

〔近隣の学校〕新座市立新開小学校 048-477-6370

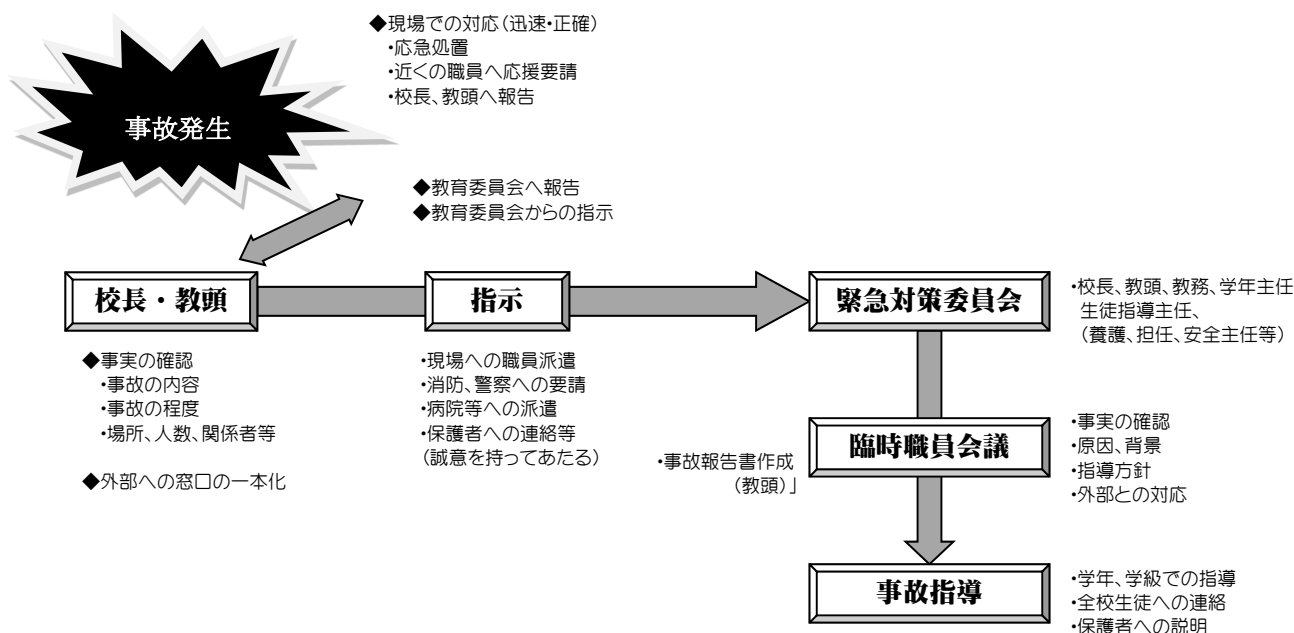
新座市立東北小学校 048-471-2022

新座市立大和田小学校 048-477-2021

新座市立第四中学校 048-477-6053

02. 対応連絡組織図

対応連絡組織図



03. クライシス・コミュニケーション

クライシス・コミュニケーション

教職員一人一人対応力を身に付ける

【クライシス・コミュニケーションとは】

- ◆不測の事態を未然防止すること
- ◆万一、不測の事態が発生した場合
 - － その影響、ダメージを最小限にすること
 - － 内外の様々な対象へ迅速、適切なコミュニケーション活動のこと

【保護者とのコミュニケーション】

- －よい関係をつくるためのポイント－
- ☐ 相手の立場を考え、率直、開放的な話し合いがきる雰囲気づくり
- ☐ 相手に理解しやすい言葉、行動
- ☐ 嘘、誇張のない誠実な印象
- ☐ 問題解決を目指した話し合い

【電話でのクレーム】

- －その対応ポイント－
- ☐ 相手の言い分を真摯に受け止める
- ☐ 相手の言い分を否定せず、まず聞く
- ☐ 用件のメモ、解決を急がない
- ☐ 面接の機会の設定
- ☐ 自らが感情的にならない
- ☐ 理屈でやりこめず、穏やかな表現
- ☐ 教育専門用語の使用を避ける
- ☐ クレームの報告(学年主任、教頭)
- ☐ スピーディな処理

04. 交通事故

交 通 事 故

予防対策

- ①交通安全指導
- ②保護者との連携
- ③学級活動等における具体的事例による指導

発生時の対応

- ①事故発生状況の正確な把握と報告
(担任→家庭、校長、教頭)
- ②教育委員会への報告(校長、教頭)
- ③事故者への見舞い
(担任、校長等)
- ④医師との連絡(病状等把握)

事後対策

- ①事故発生の状況分析
指導資料として
(安全担当)
- ②事故者へのケア
(担任)
- ③日本スポーツ振興
センターへ連絡
(学校管理下)
(養護教諭)

05. 持病・怪我

持 病 ・ 怪 我

予防対策

- ①健康診断・監察等の健康状態の把握
- ②持病等の家庭との連携による把握
- ③安全点検による危険個所の発見・解消
- ④応急処置等の救急法の修得
(全教職員)

発生時の対応

- ① 救急処置(養護教諭)
- ② 医療機関に搬送
(状況で救急車)
(養護教諭等)
- ③ 家庭への連絡
(担任、学年主任等)
- ④ 担当医師との連絡
(指示を受ける等)
(養護教諭等)

事後対策

- ①怪我の発生状況分析による再発防止
- ②事故者のケア
(担任、学年主任等)
- ③日本スポーツ振興
センターへの連絡
(学校管理下)
(養護教諭等)

06. 暴力行為

暴 力 行 為

予防対策

- ①人権教育、心の教育の充実
（教員全員）
- ②教育相談・生徒指導体制の
確立
- ③日々の教職員による児童へ
の目配り、声かけ
- ④教職員の感性の練磨
- ⑤楽しく、わかる授業の創造

発生時の対応

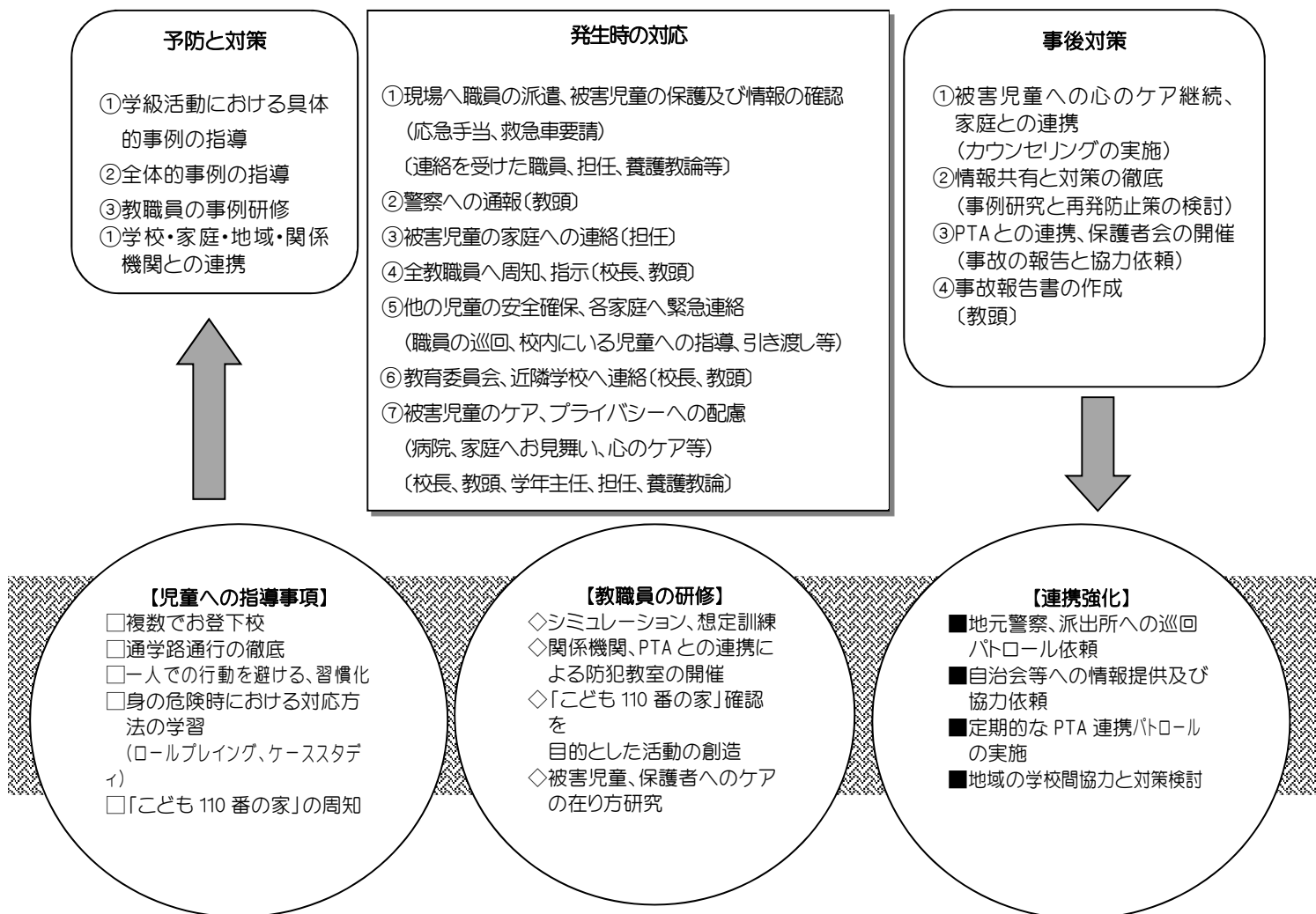
- ①被害児童の救急処置（場合により救急車要請）
（養護教諭等）
- ②加害児童からの事情聴取（担任、該当学年等）
- ③加害児童保護者への連絡（担任）
- ④教育委員会へ連絡（校長、教頭）
- ⑤事実関係の把握、つきあわせ
（校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、学年教員）
- ⑥対応策、指導方針の協議
（校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、該当学年）
- ⑦加害児童、保護者への説明、指導
（校長、教頭、生徒指導主任、該当学年）
- ⑧加害児童、保護者から被害児童、保護者への謝罪
（弁済等、状況によって外部機関の協力要請）

事後対策

- ①報復行為が内容に徹底指導
（担任、学年等）
- ②全生徒への指導
- ③教育委員会への報告
（校長、教頭）
- ④被害児童のケア
（担任、該当学年教員、
教育相談担当医、相談員）
- ⑤家庭、関係機関との連携
（校長、教頭、担任、学年主
任、
生徒指導主任、
教育相談主任等）

07. 不審者（校外）

不 審 者 （ 校 外 ）



08. 不審者（校内）

不 審 者 （ 校 内 ）

予防と対策

- ① 門扉及び昇降口を閉める
- ② 体育館に向かう通路の施錠（体育館使用時は鍵で開閉する）
- ③ 来校者へのあいさつ及び声かけ
- ④ 防犯教育の実施（対応の仕方、不審者侵入訓練、日常的指導）
- ⑤ 不審者侵入想定研修（マニュアルの確認・周知、想定訓練）
- ⑥ 関係機関、家庭等の連携

【共通サイン（放送）】
「こぶし放送です。業者の人が、□□に
来ました」
※□□は不審者の居場所
※空いている職員は□
□に集合
（校長 教頭の指示）

【児童誘導場所】

- ① 不審者が校庭（校舎外）にいる場合＜教室、体育館＞
 - ② 不審者が校舎内にいる場合＜校庭、体育館＞
- ※ 可能なら施錠
※ 学年単位で複数の教職員で対応

発生時の対応

【不審者への対応】

- ① 見極め（受付、名札、所持品：大きな荷物、凶器、油類等）
- ② 丁寧な声掛け（要件を尋ねる）
- ③ 通常の動線を使用しているかの確認
- ④ 不自然な言動、態度の確認

【退去要請】

- ① 発見者は、近くの職員に異常事態の通報（ヘルプカード、応援要請）
- ② サイン放送（職員室）
- ③ 不審者へは丁寧に対応し、退去を求める（3m以上離れて）
- ④ 110 通報（受付無視、退去の求めに応じない、暴力的言動）
- ⑤ 退去の見届け、門等の閉鎖、関係機関への通報

【不審者の隔離】

- ① 校長室へ案内、隔離（不審者は奥、対応者は複数、入口、扉開放）
- ② 警察通報（サインが出たら）
- ③ 全職員への周知（サイン放送）

【児童の安全な避難】

- ① 隔離できず、阻止できない場合（児童から注意をそらさせ、警察到着まで防御）（複数対応、時間稼ぎ第一、素手での対応・無理な防御はさける）
- ② 児童避難誘導（不審者から遠ざけることを原則とする）（授業担当者）
- ③ 負傷者の把握、応急手当、職員室へ通報、救急車要請（授業担当者、養護教諭、校長、教頭、事務、空き職員）

事後対策

- ① 情報収集整理、再発防止対策
- ② 児童のケア、見舞い、安全確保（被害生徒、一般児童の心のケア、登下校等の見守り等）
- ③ 保護者等への連絡、説明（緊急保護者会等の開催）
- ④ 各報道対応（マスコミ対応頁参照）
- ⑤ 事故報告書作成（教頭）
- ⑥ 災害共済給付等の申請

緊急対策体制

【不審者対応班】

男子職員
無理な防衛は
避ける

【本部】

◎校長
教頭
教務
事務

【連絡・調整班】

学年1名
避難指示

【情報収集班】

教頭
教務
事務
事実確認

【負傷者等ケア班】

養護教諭
保健主事
担任

09. 自然災害（地震、大雨、台風、雷）

自然災害（地震）

予防対策

- ① 自他の生命、安全の理解を深める指導の充実（各学年、担任）
- ② 避難訓練等を通しての安全避難指導（安全担当）
- ③ 校舎内外の施設・設備の安全点検
- ④ 地域の防災関係組織、関係諸機関との連携

発生時の対応

- ① 児童の生命の安全、避難誘導の最優先
- ② 児童、教職員、施設・設備の安全、災害状況の把握（各学年、養護教員、取りまとめ：主幹教諭）
- ③ 教育委員会への報告（校長（教頭））
- ④ 災害対策本部の編成（指示・伝達系統の一本化）（校長、教頭、主幹教諭、安全主任）
- ⑤ 外部諸機関、家庭との連絡調整（児童引き渡し等）
- ⑥ 市防災本部の指示による避難所開設
- ⑦ 刃物類、薬品類状況確認と保全処置

事後対策

- ① 災害発生時の状況・課題分析、改善対策、教育活動再開計画（安全担当等）
- ② 児童等の心のケア（教育相談部会、各担任、相談員等）
- ③ 教育委員会等の関係諸機関への報告、指示
- ④ 避難所継続、閉所対応
- ⑤ 事故報告書の作成（教頭）
- ⑥ 各種報道機関への対応（窓口の一本化）

自然災害（大雨、台風、雷）

予防対策

- ① 自他の生命、安全の理解を深める指導の充実（各学年、担任）
- ② 避難訓練等を通しての安全避難指導（安全担当）
- ③ 校舎内外の施設・設備の安全点検
- ④ 地域の防災関係組織、関係諸機関との連携

発生時の対応

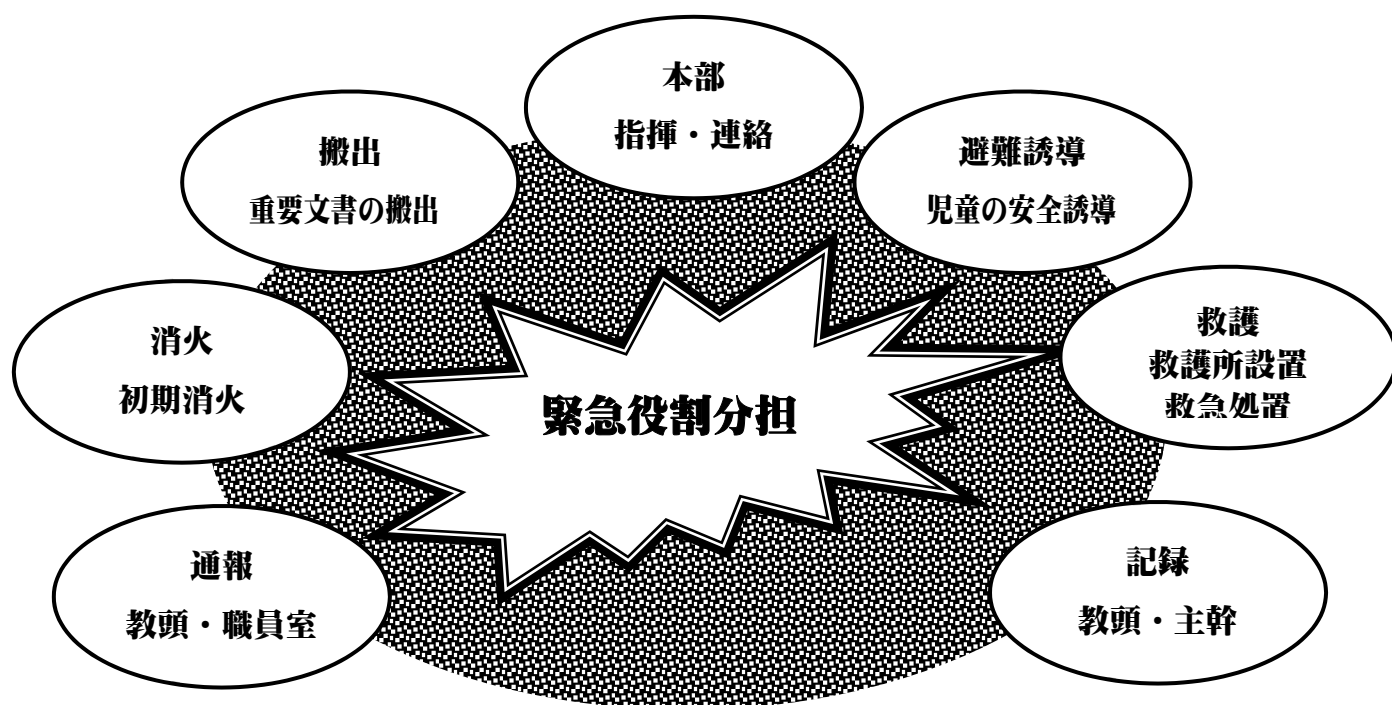
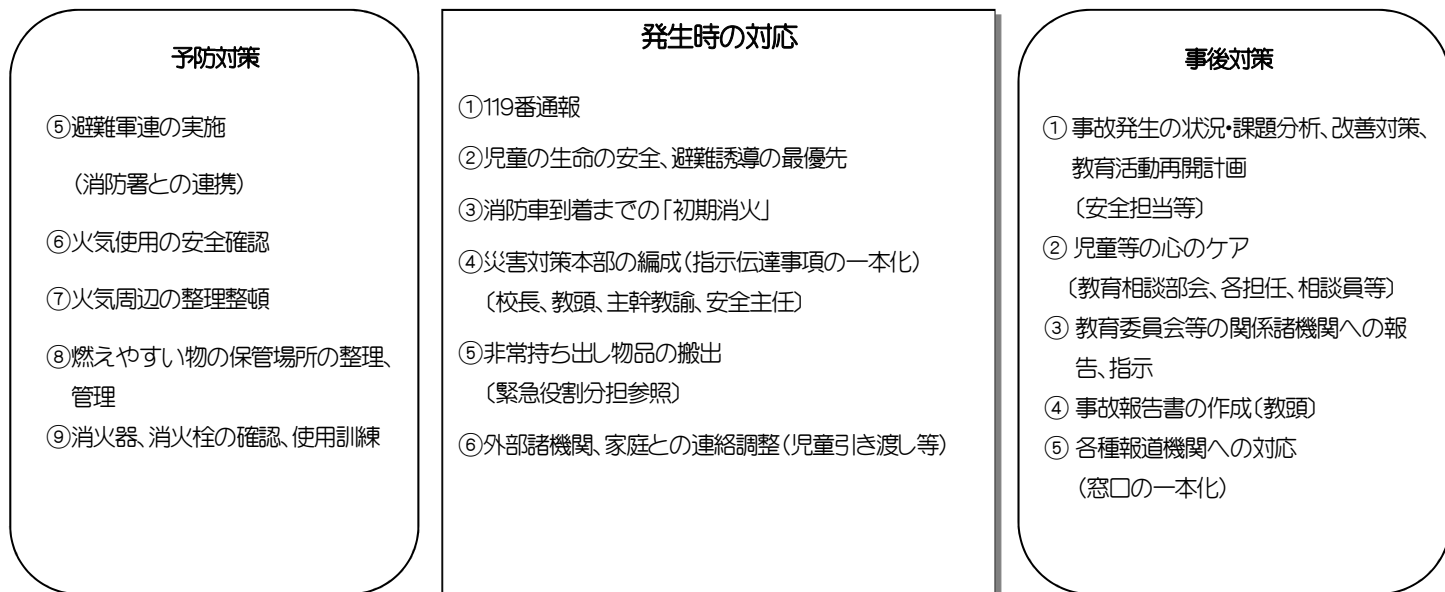
- ① 児童の生命の安全確保（校内での保護）
- ② 児童、教職員、施設・設備の安全、災害状況の把握
気象情報の収集（各学年、養護教員、取りまとめ：主幹教諭）
- ③ 教育委員会への報告、給食センターとの連携（校長、教頭、主幹教諭、給食担当）
- ④ 災害対策本部の編成（指示・伝達系統の一本化）（校長、教頭、主幹教諭、給食担当）
- ⑤ 外部諸機関、家庭との連絡調整（児童引き渡し等）

事後対策

- ① 災害発生時の状況・課題分析、改善対策、教育活動再開計画（安全担当等）
- ② 児童等の心のケア（被災生徒等）（教育相談部会、各担任、相談員等）
- ③ 教育委員会等の関係諸機関への報告、指示
- ④ 避難所継続、閉所対応
- ⑤ 事故報告書の作成（教頭）
- ⑥ 各種報道機関への対応（窓口の一本化）

10. 火災

火 災



11. 教職員の交通事故

教職員の交通事故

予防対策

- ① 交通規則の遵守、教職員の意識高揚
- ② 出勤簿の「ゆとり」ある対応の指導
- ③ 全職員、全校での事故防止の徹底

発生時の対応

- ① 被害者の救護(事故者)
- ② 事故者からの事故概要報告、事故状況の把握(速やかに)
(校長(教頭))
- ③ 各関係方面へ報告、連絡指示要請(教育委員会、警察、医療機関、家庭、被害者等)
(校長、教頭)
- ④ 報道機関対応(マスコミ対応頁参照)

事後対策

- ① 事故発生状況分析、再発防止対策(論理確立委員会)
- ② 被害者への見舞い、補償等の誠意ある対応
- ③ 事故者の精神的ケア
- ④ 事故報告書の作成(教頭)
- ⑤ 各種報道機関への対応(窓口の一本化)

交通事故に関わる懲戒処分等	死亡	傷害		物損
		重症	軽傷	
酒酔い運転・酒気帯び運転	免職	免職	免職	免職・停職
無免許運転	免職	免職・停職	停職	停職・減給
速度違反(超過速度25Km/h)	免職	停職	停職・減給	減給・戒告
その他の法規違反	停職	減給・戒告	戒告・訓告	訓告・注意

教職員の交通違反が増えています。
それに伴い処分も厳しくなっています。
十分注意を！

12. 体罰事故

体 罰 事 故

予防対策

- ①教育公務員倫理の確立
(倫理確立委員会)
- ②指導技術の向上(校内研修等)
(研修担当、教務相談部会)
- ③全教職員による指導体制の
確立

発生時の対応

- ① 事実関係の正確な把握
- ② 教育委員会への報告(指示要請)
(校長(教頭))
- ③ 被害生徒、保護者への謝罪
(当事者、校長(教頭))
- ④ 報道機関対応(マスコミ対応頁参照)

事後対策

- ①事故発生の状況分析、再発防止
対策(倫理確立委員会)
- ②児童、保護者等の信頼回復
(謝罪、保護者会開催等)
- ③教育委員会の指示確認
- ④事故者の継続指導
- ⑤事故報告書の作成(教頭)
- ⑥各種報道機関への対応
(窓口の一本化)
- ⑦関係機関による事情聴取対応
(事故者:年休、校長:出張)

13. 信用失墜行為

信 用 失 墜 行 為

予防対策

- ①教育公務員倫理の確立
(倫理確立委員会)
- ②信用失墜行為の具体的研修、
指導
(研修担当、教務相談部会)
- ③日常的な繰り返し啓発、指導

発生時の対応

- ① 事実関係の正確な把握
- ② 教育委員会への報告(指示要請)
(校長(教頭))
- ③ 各方面への謝罪
(当事者、校長(教頭))
- ④ 報道機関対応(マスコミ対応頁参照)

事後対策

- ①事故発生の状況分析、再発防止対策
(倫理確立委員会)
- ②児童、保護者等の信頼回復
(謝罪、保護者会開催等)
- ③教育委員会の指示確認
- ④事故者への継続指導、全教職員に
よる信頼回復の実施
- ⑤事故報告書作成(教頭)
- ⑥各種報道機関への対応
(窓口の一本化)

14. 性被害

性被害

予防対策

①正しい性に関する理解の指導
(担任、養護教諭等)

②不審者等への対応指導
(全体、具体的)
(各学年)

家庭、外部機関等との連携、情報交流

③家庭、保護者への啓発
(通知、保護者会等)
(学校全体、各学年等)

発生時の対応

①事故発生状況の正確な把握
(被害者のプライバシー、人権保護の配慮)

②教育委員会への報告(校長)

③被害者のケア
(養護教諭、教育相談部会、担任、スクールカウンセラー)

④警察、児童相談所等外部機関と連携による慎重な対応
(校長、教頭、学年主任)

⑤家庭との連携・指導(被害者、加害者)
(担任、該当学年担当、生徒指導主任)

事後対策

①事故発生状況の調査、再発防止策の検討
(生徒指導主任、安全担当)

②被害生徒への継続的ケア
(担任、教育相談部会等)

③事故報告の作成
(教頭)

15. 諸表簿に関する事故

諸表簿に関する事故

予 防 対 策

- ① 保管場所の固定化、取扱の厳重化
- ② 法令等に基づいた保存、期間の明示
- ③ 保管場所からの持ち出しは、管理職の許可後
- ④ 非常持ち出し表簿類の担当者設定
- ⑤ 保存年数を超えた表簿類の適切な処分
- ⑥ 外部からの照会、開示要求等は、教育委員会の指示の上、校長による対応
- ⑦ セキュリティ、情報管理の意識高揚と日常的な実施

16. 施設・設備に関わる事故

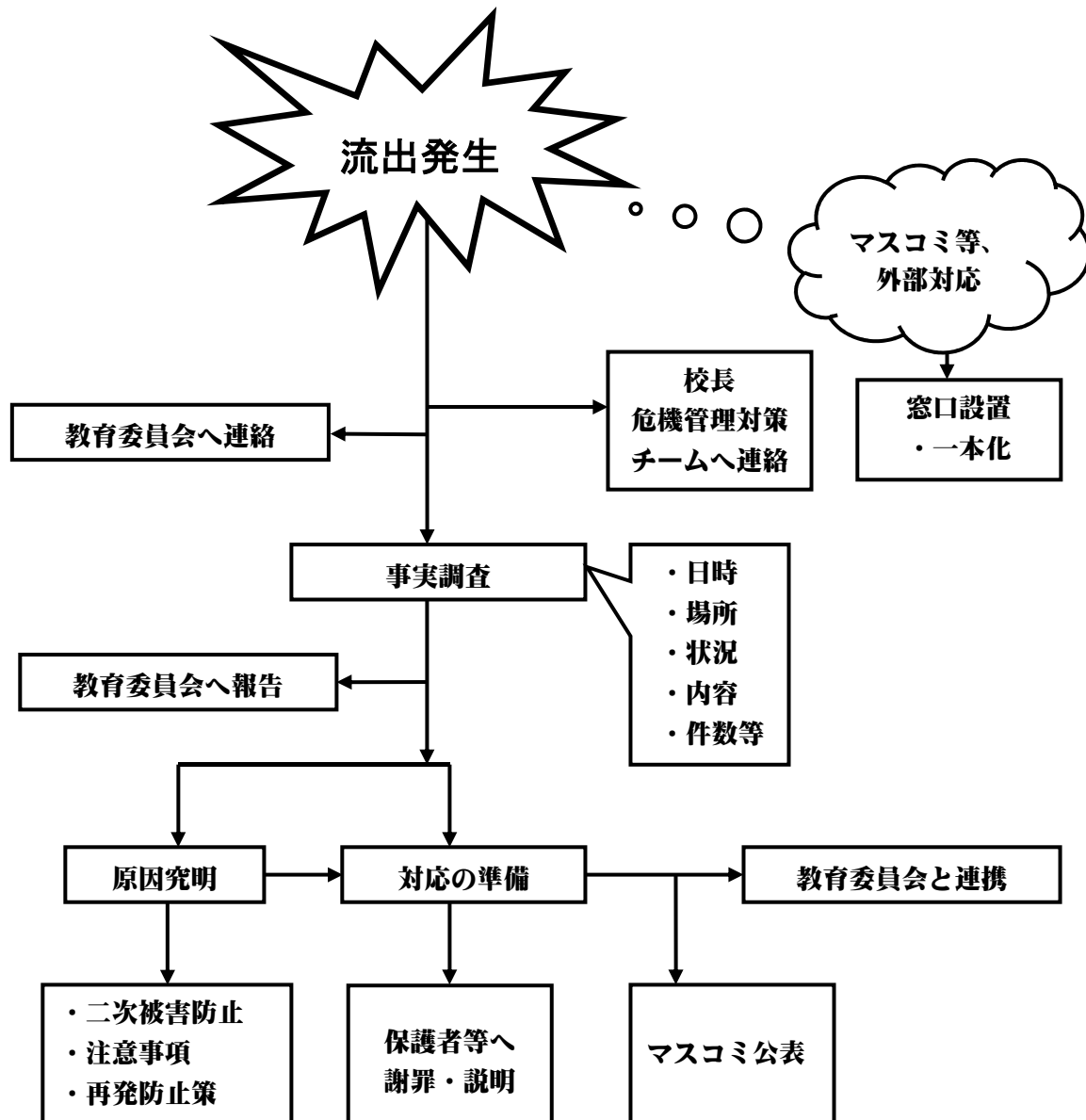
施設・設備に関わる事故一予防対策

予 防 対 策

- ① 管理担当者の明確化による日常管理体制の整備
- ② 日常的・定期的・組織的な安全点検の実施
- ③ 点検の観点の具体化と記録化
- ④ 使用上の留意事項の全教職員への周知徹底、共通理解
- ⑤ 刃物、薬品は、数量、残量を明示しての管理、記録簿、保管場所の明示
- ⑥ 水道、ガス、電気の「漏れ」等の確認、教育委員会、業者への連携、依頼
- ⑦ 鍵の適正保管と該当箇所の明示

17. 情報管理関係危機対応

緊急対応の流れ図



18. いじめ

いじめ

予防対策

- ①人権教育、心の教育の充実
〔教員全員〕
- ②教育相談体制の確立
- ③早期発見のための職員研修、
日々の実践と家庭との連携
- ④教職員の感性の練磨
- ⑤楽しく、わかる授業の創造
- ⑥新座市立第四中学校との連携、
情報交換

発生時の対応

- ①被害生徒から事実関係の把握
〔十分に配慮した聴き取り〕
〔担任等〕
- ②加害生徒の事情聴取（個性、徹底的に）
〔担任、部活動顧問等〕
- ③教育委員会へ報告
〔校長、教頭〕
- ④被害生徒、保護者への事実関係の報告、謝罪
〔校長、教頭、学年主任、担任等〕
- ⑤学校全体の共通理解学校の指導方針、対策の確立
- ⑥加害生徒、保護者への説明、指導
〔校長、教頭、生徒指導主任、該当学年教員〕
- ⑦加害生徒、保護者から被害生徒、保護者への謝罪
〔弁済等、状況によって外部機関の協力要請〕

事後対策

- ①報復行為が内容に徹底指導
〔担任、学年教員〕
- ②全生徒への指導
- ③教育委員会への報告
- ④被害生徒のケア
〔担任、該当学年教員、
教育相談担当、相談員〕

19. 不登校

不登校

予防対策

- ①生育歴、家庭環境、交友関係等
を通して、児童の特性の把握
- ②教育相談体制の確立
- ③楽しく、わかる授業の実施
- ④日々の行動に注目し、児童の
変化、サインの早期発見
- ⑤児童、保護者との人間関係づ
くり

発生時の対応

- ①不登校原因の正確な把握
- ②各学年、教育相談部会等での指導方針の設定
- ③専門機関等との連携を図り、必要な情報の収集
- ④家庭と連携を密にしながらの指導の継続
〔担任、学年〕

事後対策

- ①児童の様子に目をかけ、継
続観察及び支援
〔担任、学年、教育相談部会〕
- ②経過及び指導の記録蓄積
〔担任〕
- ③複数の対応、全校体制での
対応

20. マスコミ対応

マスコミ対応

初期対応

- 関係機関等へ連絡(警察、消防等)
- 教育委員会へ連絡
 - ①指示を受ける
 - ②指導主事等の応援要請
 - ③事故速報(110,119 番通報は報道取材の素早い対応)
- 本部設定
 - ①場所設定(校長室)
 - ②対応確認(校長、教頭、主幹教諭)
 - ③初期窓口設定(一本化)(教頭)
 - ④電話対応の文面作成
 - ⑤記者会見場所設定
 - ⑥教師、児童からの状況把握
 - ⑦記録者設定(時系列のまとめ)
 - ⑧学校の対応、指導記録のまとめ
 - ⑨校務分掌の活用
(生徒指導部、教育相談部)

★職員室での電話対応は留意
 ☆「ただいま、その件につきましては調査中です。申し訳ございませんが、電話ではお答えできません。」
 ☆「〇〇時より、◇◇室で校長の記者会見を行います。」

中間対応

- 報道取材の対応
 - ★あらかじめ設定時間を伝える
 - ①記者会見場の設定
(本部よりやや離れている場所)
 - ②対応者は管理職
(把握している事実のみ)
(憶測、人権に関わる内容は触れない)
 - ③2名以上応援者を設定
(記録、本部との連絡、情報収集等)
 - ④設定時間がきたら、途中で終了
(一度切る。のちの質問は紙で)
 - ⑤会見中に本部での事実確認
今後の指導・対応等の協議
 - ⑥該当生徒の概要、指導状況のまとめ
 - 謝罪の表明 ○現状の説明
 - 原因の説明 ○再発防止対策
表明(責任の表明)
- 事故報告の作成(教頭)
 - ★児童の動揺への配慮
 - ①授業カット等を行わない
 - ②職員への連絡・指示は休み時間
 - ・事故概要の説明
 - ・正式窓口の一本化
 - ・配慮事項の徹底
 - ・児童の指導指示
 - ・今後の予定確認
 - ・報道における記事のまとめ
(日付、社名の記録)

- ★時間・場所の設定、ある程度の取材規制を行う
(勝手な取材の可能性あり)
- ★会見場所のみの対応
- ★質問は事実のみ。不明な質問は即答しない
(ストーリーを組み立てたことも)
- ☆①開会一司会
 - ②校長コメント(カメラ、VTR の撮影はここまでとする)
 - ③質疑応答一司会
 - ④終了一司会

- マスコミ取材活動対策
- ★児童の撮影は禁止
 - ★警察の現場検証時の撮影は、禁止
 - ★校内でのカメラ・VTR の撮影は時間を決めて撮影(対象は施設・会場のみ)
 - *教育活動への影響がでないよう要請する

- 事件後の取材
 - ★原因、校内へ立ち入り、取材は禁止
 - ・取材は、教職員共通理解、児童への説明、教委への連絡の上で
 - ・主旨等の明確化、授業への支障のない範囲の条件付で実施

事後対応

- 児童・保護者指導
 - ①児童の指導(いつ、どこで、だれが、どのように)
 - ②保護者への説明(PTA 役員、全体)
 - ③関係児童、今後の在り方、誠意のある対応
- 再発防止
 - ①学校全体の取り組み
(課題の明確化、具体的な方向性の提示)
 - ②教科、領域等での指導すべき事項の明確化
- 教職員の対応:共通理解、共通実践
- 関係機関等との連携